

# 神戸市工業用水道事業減量負担金実施要綱

(目的)

**第1条** 神戸市工業用水道事業は、使用者の長期かつ安定した使用を基調として設置され、料金は、そのような使用関係を前提として決定されているものである。この要綱は、使用者の一方的な基本使用水量の減量変更が、健全な事業経営に支障を生ぜしめ、残る使用者に余分の負担を加重することに鑑み、経営の健全性を確保し、かつ、使用者相互間の負担の公平をはかることを目的として、神戸市工業用水道条例施行規程（昭和39年4月水規程第6号）第5条の2ただし書きの規定(以下「ただし書きの規定」という。)により減量を認められた使用者(以下「原因者」という。)の責任について定めるものとする。

(基本使用水量の減量)

**第2条** ただし書きの規定により、水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合、基本使用水量の全量の減量を認めるものとする。

- (1) 工場の全部閉鎖又は全部移転のとき。
- (2) 使用業態変更に伴う使用廃止のとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合、管理者は、減量として取扱わず、基本使用水量の変更を認めることができる。

- (1) 市内移転の場合において、移転先で工業用水を移転前の基本使用水量と同量以上に使用する場合
- (2) 複数の工場等で工業用水を受水している法人又は団体において、各工場等における基本使用水量を変更し、その合計が変更前の合計と同量以上となる場合。この場合において、変更日の翌日から起算して1年間は、この取扱いに基づく再度の変更を認めない。
- (3) 工業用水を受水している複数の法人又は団体が、合併によりひとつの法人又は団体になった場合において、合併に伴う変更後の基本使用水量が合併前の基本使用水量の合計と同量以上となる場合

(減量負担金)

**第3条** 管理者は、原因者から負担金(以下「減量負担金」という。)を徴収する。

2 前項に規定する減量負担金は、水資源開発公団による琵琶湖開発事業の終了前は、終了予定年度末の、同終了後は管理者が減量を認めた年度末の未償却資産残高（推定）を琵琶湖までの水利権量（一日当たり114,300立方メートル）で除して得た1立方メートル当たりの負担対象額に1日当たりの減量相当水量を乗じた額とする。

(手続き)

**第4条** この要綱による手続きは、別に定める覚書の交換による。

(適用範囲)

**第5条** この要綱は、企業倒産または、職権による給水の廃止の場合にも適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱に定める原因者の地位は、自己に代わる減量相当量の新規加入者によっても変更されないものとする。
- 2 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。